

全 建 事 発 第 4 号

平成 26 年 4 月 3 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 浅 沼 健 一

〔公 印 省 略〕

東日本大震災に伴う公共工事の前金払の特例の継続等について

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災の被災地域における公共工事の円滑かつ適正な施工の確保を図ることを目的とした被災地域における公共工事の前金払の特例の継続等について、別添のとおり国土交通省より通知がありましたので、お知らせいたします。

特例の内容は、東日本大震災に際し災害救助法が適用された被災地域（東京都の区域を除く。）における国発注工事について、前金払の割合を請負金額の 10 分の 5 以内とすること（原則は請負金額の 10 分の 4 以内）、中間前金払の対象となる工事を請負金額 300 万円以上の工事とすること（原則は請負金額 1,000 万円以上かつ工期 150 日以上の工事）となっております。

つきましては、必要に応じて会員企業に周知いただきますようお願い申し上げます。

【添付書類】

別添：東日本大震災に伴う公共工事の前金払の特例の継続等について（通知）

4 月 1 日付け国土交通省報道発表資料

担当）事業部事業企画課 奥山

電話：03－3551－9396

FAX：03－3555－3218

メール：jigyo@zenken-net.or.jp